

別表(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 補助率	6 限度額	7 重要な変更
細事業	内容						
生産振興事業 (生産対策)	本県の強みである花壇苗等、ストック、シンテッポウユリ等各品目において、高付加価値商品の開発、生産拡大に繋がる新技術導入の加速化、流通環境変化への対応、販売促進と技術研鑽などを支援し、花き産地の強化を図る。	生産組織等	(1) 市場情報に基づく高付加価値商品の開発に要する経費 マーケットイン情報に基づき実施する新品目・新品種の試作種苗費等	1/2	1/3		補助金の増額
		農業者、生産組織、法人、JA等	(2) 育苗受委託体制の構築に要する経費 委託苗実証ほ設置に係る経費(種苗費等) (3) 新技術・新品目の導入に要する経費 電照器具、資材費等				
		農業者、生産組織、法人、JA等	県版花き流通システムの確立に要する経費 (4) 台車導入や集出荷拠点施設の運営支援に要する直接または間接経費。 ア 台車レンタル料、集出荷拠点施設利用料等 (5) 台車導入に必要なハウス周りの環境整備に要する経費 ア ハウス戸の改修等に要する経費(資材等)等 イ 台車運搬経路の整備に必要な経費(敷板等)				
		生産組織、法人等	(6) ブランド力、販売力強化に要する経費 ア 県外商談会への出展に要する経費(出展料、旅費等) イ 東京オリンピック・パラリンピック飾花企画への参画に要する経費 (出展料、旅費、郵送料、専門家の招聘等に係る旅費・謝金等)				
生産振興事業 (物流対策)							
生産振興事業 (販売対策)							
生産振興事業 (広域)		広域生産組織等	(7) 上記(1)～(6)に要する経費 ※市町村をまたがって活動する取組に限る。		1/3		
花き振興推進事業 (消費拡大推進)	花きの消費拡大を啓発する取組を推進する。	鳥取県花き振興協議会	(1) 他県の先進的な花き消費拡大に向けた優良事例調査に要する経費 旅費等 (2) 花きの消費拡大に向けた啓発活動に要する経費 ポスター、チラシ等の広告宣伝費等		1/2		
花き振興推進事業 (協議会活動支援)	次代を担う花き生産者・消費者の育成等の取組を推進する		(3) イベント開催に要する経費 花のまつり開催に要する会場設営費等 (借上料、掲示物作成、設営・撤去、装花等)及び広告費(チラシ、ポスター作成、新聞折込等) (4) 花き生産者等の情報交換会・勉強会の開催支援 生産者等に対する研修会経費 (専門家の招聘等に係る旅費・謝金、使用料、業務委託費等)		10/10	花のまつり開催に要する経費は上限1,100千円の定額助成とする	
			(5) 県産花きを利用した花育活動に要する経費(材料費、講師料等)		1/2	花育活動に係る材料費は1,500円/人、講師料は3,000円/人以内	